

第6回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和2年 6月 5日 (金) 午後1時30分

・場 所 沼田市役所 4階 庁議室

・出席委員

2番	金井邦雄 (会長職務代理)	4番	原田良美
6番	松井則雄	8番	本多弘
10番	鶴淵君江	11番	宇敷和也 (会長)
12番	清水文明	14番	見城覚

・欠席

1番	白石淳一	3番	角田郁夫
5番	遠藤由理子	7番	堀江正司
9番	中村光孝	13番	井上正文
15番	小林由喜子		

・遅刻

なし

・早退

なし

・農業委員会事務局職員

事務局長	山田重之
事務局次長兼農地係長	小野利明
副主幹	木我健
副主幹	佐藤エリカ

・会議の概要

- 事務局長
1. 開会前 午後 1 時 2 2 分
- 開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。
- 本日の総会は 5 月 2 9 日付けで事務連絡させていただいたとおり、前回に引き続き新型コロナウイルス感染症対策として、縮小して開催することといたしました。これによりまして、1 番 白石淳一委員さん、3 番 角田郁夫委員さん、5 番 遠藤由理子委員さん、7 番 堀江正司委員さん、9 番 中村光孝委員さん、1 3 番 井上正文委員さん、1 5 番 小林由喜子委員さんにつきましては欠席の扱いとなります。
- 在任委員 1 5 名中、現在の出席委員は 8 名でありまして、関係法規に基づく総会の成立要件を満たしておりますのでご報告いたします。
- それでは、宇敷会長よりごあいさつをいただき、以降の進行をお願いいたします。
- 議長
(宇敷会長)
2. 開会及び会長あいさつ 午後 1 時 2 3 分
- 議長
3. 議事録署名委員の指名について 午後 1 時 2 4 分
- 最初に議事録署名人の指名を行います。
- 沼田市農業委員会会議規則により、議長において、4 番原田良美委員、6 番松井則雄委員の両名を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。
- 議長
4. 諸般の報告 午後 1 時 2 5 分
- 議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。
- 事務局より順次、報告をお願いします。
- 下記について報告
- (1) 農地の合意解約について
- (2) 農地法第 3 条第 1 項第 1 3 号の規程による届出について
- (3) 再生可能エネルギー発電設備の設置に関する協議結果について

これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。

5. 付議事件 午後1時28分
議長 議案第21号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 7件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。
ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず1番の案件について

無いようですので、2番の案件について

3番の案件について

4番の案件について

5番の案件について

6番の案件について

7番の案件について

無いようですので、お諮りいたします。

議案第21号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第21号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたしました。

次に議案第22号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 4件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず1番と2番の案件について

3番の案件について

6番

はい。

議長

6番。

6番

現地写真ですが、赤線と赤い点線があり、位置図にも赤線と赤い点線があります。これは赤線が何で赤い点線がどういうものなのか教えて下さい。

事務局員

はい。

議長

事務局。

事務局員

まず、位置図の詳細の方ですが、赤い実線が申請地、点線が一体

利用する申請人の自宅がある宅地となります。現地写真は、申請地のみを実線と点線で示したものになります。点線部分は建物の裏側にあたる土地の位置を表示しました。

6 番 写真を見るとすでに農機具が入っている車庫か物置か建物がありますけど、これは今回の申請に含まれるのか。

事務局員 この車庫と、右奥に写っている車庫の2つが建っています。右側の車庫の一部と正面に写っている車庫を併せて2棟となっています。追認許可のため始末書を添付してもらっています。

議長 ほかに。

無いようですので、4番の案件について

無いようですので、お諮りいたします。

議案第22号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第22号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたしました。

次に議案第23号「農地法第5条第1項の規定による計画変更申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第23号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第23号「農地法第5条第1項の規定による計画変更申請について」は、申請のとおりこれを認め、承認することと決定いたしました。

次に議案第24号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 10件

事務局員

(議案内容説明)

議長

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず1番の案件について

次に、2番の案件について

3番の案件について

4番の案件について

5番、6番の案件について

1 2 番 はい。いいですか。

議長 1 2 番。

1 2 番 位置図の詳細に実線と点線で書かれているものがありますが、畑 1 筆と田 2 筆の位置を示したものでですか。

事務局員 はい。

議長 事務局。

事務局員 5 番と 6 番は転用の計画が同一のものになりますが、契約内容と譲渡人が違いますので、申請書が 2 本合わせて一つの転用行為となるものです。

図が分かりづらくて申し訳ありません。実線と点線が農地を示しているものではありません。事業計画地は 6 筆を利用するものです。5 番案件の畑 1 筆、6 番案件の田 2 筆、このほか宅地 3 筆となります。実線が畑 1 筆と田 2 筆を示しています。点線は宅地 3 筆です。

実線で示した農地の内、上 3 分の 2 が田、下 3 分の 1 が畑となっています。

1 2 番 分かりました。

議長 ほかに。

無いようですので、7 番の案件について

8 番の案件について

9 番の案件について

1 0 番の案件について

無いようですので、お諮りいたします。

議案第24号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第24号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第25号「農地に該当しないことの証明願について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 2件

事務局員

(議案内容説明)

議長

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず1番の案件について

2番の案件について

事務局員

無いようですので、お諮りいたします。

議案第25号については、願い出のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

よって、議案25号「農地に該当しないことの証明願について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第26号「農用地利用集積計画（案）について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局員 （議案内容説明）

議長 ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第26号については、計画のとおりこれを決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第26号「農用地利用集積計画（案）について」は、計画（案）のとおりこれを決定し、市長に回答いたします。

以上で、議案の審議は全て終了いたしました。

審議終了 午後2時22分

6. 協議事項

7. 連絡事項

- (1) 令和2年「田畑売買価格等に関する調査」について
- (2) 農業者年金の現況届について
- (3) 「持続化給付金のお知らせ」について
- (4) 令和3年度農林関係税制改正要望について
- (5) 行事予定について
- (6) その他

8. 閉 会

終了 午後2時44分